

○下諏訪町消防団員応援事業実施要綱

平成25年11月29日

町要綱第29号

沿革 平成26年3月10日町要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、事業所等の協賛を得て、下諏訪町消防団の団員（以下「団員」という。）に対する応援事業を実施することに関し必要な事項を定めることにより、団員の福利厚生の実充及び士気高揚並びに新入団員の確保を図るとともに、地域消防防災力のより一層の実充強化及び地域の活性化につなげることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 下諏訪町内で事業活動を行う事業所その他の団体をいう。
- (2) 応援事業所 団員に対する優遇サービスを実施する事業所等として登録され、町長から表示証を交付された事業所等をいう。
- (3) 表示証 前号に規定する応援事業所に交付される下諏訪町消防団員応援事業所表示証（様式第1号）をいう。
- (4) 優遇サービス 団員が応援事業所において受けられる商品の購入価格、飲食料金の割引等のサービスをいう。

(応援事業所の登録申請)

第3条 応援事業所としての登録を申請しようとする事業所等は、下諏訪町消防団員応援事業所登録申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(登録基準及び登録)

第4条 応援事業所の登録基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 優遇サービスの実施期間が、連続して6か月以上のものであること。
 - (2) 優遇サービスの対象が、特定の地区、分団、階級等に限定されたものでないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、町長が不適合と認めた場合は、応援事業所として登録しないものとする。
- 3 町長は、応援事業所として登録すると認めたときは、下諏訪町消防団員応援事業

所登録台帳（様式第3号）に登録するものとする。

（表示証の交付及び表示）

第5条 町長は、前条第3項の規定により応援事業所として登録した事業所等に対し、表示証を交付するものとする。

2 応援事業所は、交付された表示証を店舗、事務所等の入口の見えやすい場所に表示するほか、ポスター、チラシ等に表示証を縦横同率に拡大又は縮小したものを表示することができるものとする。

（登録の変更、取消し等）

第6条 応援事業所は、登録された内容を変更し、又は優遇サービスを廃止しようとするときは、下諏訪町消防団員応援事業所登録変更（廃止）申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、応援事業所が偽りその他不正な手段により第4条第3項に規定する登録を受けたとき又は応援事業所としての登録が不適合と認めたときは、当該登録を取り消すことができるものとする。この場合において、町長は、当該取消理由を文書で通知するものとする。

3 優遇サービスを廃止し、又は登録の取消しを受けた応援事業所は、速やかに表示証を町長に返還しなければならない。

（応援事業所の公表）

第7条 町長は、登録された応援事業所の名称、所在地、優遇サービスの内容その他の事項について、ホームページ、広報誌等により公表するものとする。

（団員カードの交付）

第8条 町長は、団員に対し、下諏訪町消防団員パスポートカード（様式第5号。以下「団員カード」という。）を交付するものとする。

（団員カードの提示）

第9条 団員は、応援事業所で優遇サービスを受けようとするときは、団員カードを提示しなければならない。この場合において、応援事業所から求められたときは、本人確認ができるものを提示しなければならない。

（禁止事項）

第10条 団員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 団員カードを他人に貸与し、又は譲渡すること。ただし、同一世帯内に限り、

貸与することができるものとする。

(2) 優遇サービスに関して、応援事業所に強要すること。

2 前項の規定に違反して、団員カードを不正に使用し、又は使用させて応援事業所に損害を与えた場合は、その責任は、団員カードの交付を受けた団員が負うものとする。

(団員カードの返還)

第11条 下諏訪町消防団を退団した者は、団員カードを速やかに町長に返還しなければならない。

2 町長は、前条第1項の規定に違反した団員に対し、速やかに団員カードを返還させるものとする。

(団員カードの再交付)

第12条 団員は、団員カードを紛失又は破損して再交付を受けようとするときは、下諏訪町消防団員パスポートカード再交付申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 第10条第1項の規定に違反した団員に対しては、団員カードの再交付は認めない。

(応援ポイントの付与)

第13条 町長は、団員の出動等に応じて、事業協同組合下諏訪商連が発行するしもすわカードに、消防団員応援ポイント(以下「応援ポイント」という。)を付与するものとする。

2 応援ポイントの付与は、次の内容により行うものとする。

(1) 下諏訪町消防団に入団したとき(再入団を除く。) 2,000ポイント

(2) 火災、水害等の出動 1回につき100ポイント

(3) 訓練、警戒その他の出動 1回につき50ポイント

3 前項第2号及び第3号の規定により付与する応援ポイントは、団員1人につき1会計年度当たり2,000ポイントを上限とする。

(庶務)

第14条 消防団員応援事業の庶務は、消防課において処理する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。ただし、第2条第4号に規定する優遇サービスの応援事業所からの提供については、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成26年3月10日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

下諏訪町消防団員応援事業所表示証

交付番号 第 号

消防団員応援事業所

応援
して
いま
す！

下
諏
訪
町
消
防
団
員
を



下 諏 訪 町

様式第 2 号（第 3 条関係）

年 月 日

下諏訪町消防団員応援事業所登録申請書

下諏訪町長 様

申請者 住 所

氏 名

㊞

電 話

下諏訪町消防団員応援事業実施要綱第 3 条の規定に基づき、応援事業所の登録を次のとおり申請します。

1 申請事業所等

| | |
|-------|--|
| 所在地 | |
| 名称 | |
| 代表者氏名 | |
| 電話番号 | |

2 優遇サービス

| |
|---------------|
| (1) 優遇サービスの内容 |
| (2) 優遇サービスの期間 |
| (3) その他 |

様式第 3 号 (第 4 条関係)

下諏訪町消防団員応援事業所登録台帳

| 交付 番号 | 交付 年月日 | 業 種 | 事業所名 | 代表者氏名 | 連絡先 | 優遇サー ビス内容 | 優遇サー ビス期間 | 備考 |
|----------|-----------|-----|------|-------|-----|--------------|--------------|----|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

下諏訪町消防団員応援事業所登録変更（廃止）申請書

下諏訪町長 様

申請者 住 所

氏 名

㊞

電 話

下諏訪町消防団員応援事業実施要綱第6条の規定に基づき登録された応援事業所について、次のとおり 登録内容の変更 ・ 廃止 を申請します。

登録事業所等


| | |
|-------|--|
| 登録番号 | |
| 所在地 | |
| 名称 | |
| 代表者氏名 | |
| 電話番号 | |

| | |
|-----------|--|
| 変更の内容 | |
| 変更（廃止）の時期 | |
| 変更（廃止）の理由 | |
| その他 | |

様式第5号（第8条関係）

（表面）

| | |
|-----------------------------|-------|
| 第 号 | |
| 下諏訪町消防団員パスポートカード | |
| 所 属 | |
| 氏 名 | |
| 拜 命 日 | 年 月 日 |
| 上記の者は、下諏訪町消防団の団員であることを証明する。 | |
| 年 月 日 | 発行 |
| 下諏訪町長 印 | |



（裏面）

| |
|--|
| 注 意 事 項 |
| 1 本証は、下諏訪町消防団員の身分を証明するものであり、消防団応援事業所において優遇サービスを受けるときに提示すること。 |
| 2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡することはいできない。ただし、同一世帯内に限り、貸与することができる。 |
| 3 退団したときは、速やかに本証を町長に返還すること。 |

寸法 縦 5.4センチメートル
横 8.6センチメートル

下諏訪町消防団員パスポートカード再交付申請書

下諏訪町長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電 話

下記の理由により、下諏訪町消防団員パスポートカードを再交付していただきたく申請いたします。

| | | |
|---------|---|--|
| 申 請 理 由 | (1) 亡 失 (2) 汚 損 (3) 破 損 (4) その他 上記の理由を具体的に書くこと。 | |
| 所 属 分 団 | | |
| ※ 受 付 欄 | ※ 備 考 欄 | |
| | | |

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)

様式第 6 号 (第 1 2 条関係)